

子ども・子育て支援事業計画における提供区域について

以下、現「静岡市子ども・子育て支援事業計画」より抜粋

提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、教育・保育提供区域内での需給計画を立てていくことが必要となります。

本市では、法第61条を踏まえながら、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業それぞれについて、以下のような点を勘案し提供区域を設定します。

1 幼児期の教育・保育の提供区域

前プラン策定時に下記のような点を勘案し、提供区域を設定した経過があり、当プランについても同様に14区域が適切と考えます。

(1) 本市特有の地理的条件等について

本市の市域は、南の駿河湾から、北は長野・山梨県境に至る広大な面積を有し、山川に市域が隔てられています。市域の約80%が山間部であり、約20%の東西方向に形成された平地部に都市機能や主要交通網が集中しています。

これらの状況を背景に、市内の人口密度は静岡都心部、清水都心部を中心に平地部に集中し、山間部と都心部では日常生活のありようを異にしています。

また、本市は平成15年（2003年）に旧静岡市と旧清水市が合併し、その後、平成18年（2006年）に旧蒲原町、平成20年（2008年）に旧由比町と合併を経て現在に至っており、産業、生活圏等、それぞれの旧市町の特徴を残しつつ本市を形成しています。

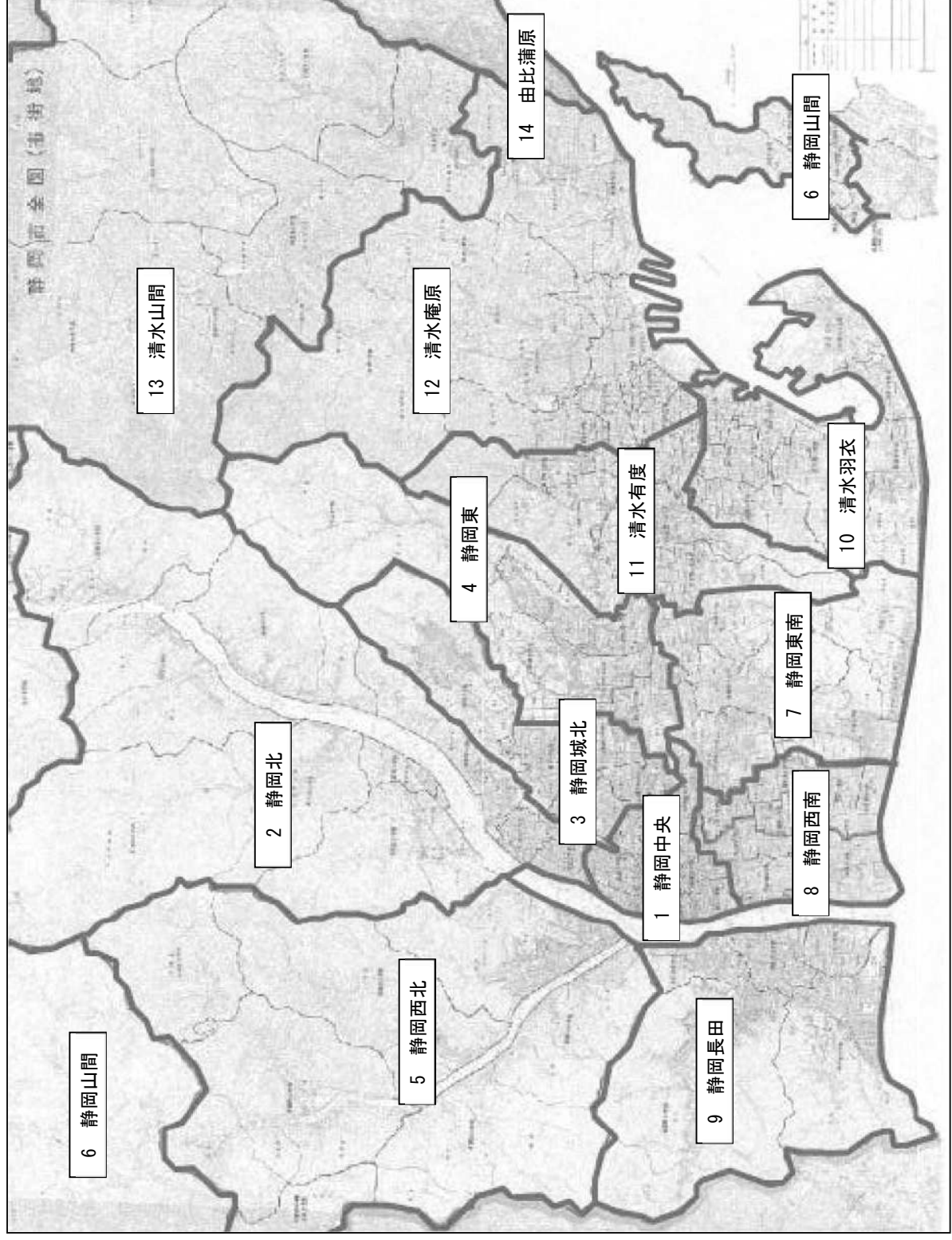
(2) 既存の教育・保育施設の有効活用について

本市では、公立・私立の認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業等236か所（平成31年（2019年）4月現在）、それぞれの施設が地域と密接な関係を築きながら教育・保育を提供しています。提供区域を定めるにあたって、これらの既存の施設や事業を活かしたサービスを提供できるよう提供区域を設定します。

(3) 需要と供給のバランスについて

一つの提供区域を大きく設定した場合、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる反面、地域の実情に応じたきめの細かいサービスの提供が難しくなります。一方で、提供区域を小さく設定した場合、ニーズが過少であったり、地域に施設がないなど、需要と供給のバランスや提供できるサービスの確保が難しくなります。このような需要と供給の関係について、より適切な状態を確保できるよう提供区域を設定します。

幼児期の教育・保育に係る提供区域を14区域に設定



2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業の目的や内容、利用できる対象者等が事業ごとに異なり、施設や対応する職員の配置といったサービスの提供体制も異なっています。このことから、事業の提供体制や運用実績等を踏まえながら、事業ごとに適切な提供区域を設定します。



◆地域子ども・子育て支援事業の提供区域◆

	事業名	提供区域	設定理由
(1)	利用者支援事業	3区域	認定こども園等の申込窓口である各区子育て支援課や母子保健業務に係る各区健康支援課（保健福祉センター）等と連携して事業を実施することから、行政区が適切と考えます。
(2)	時間外保育事業 （延長保育）	14区域	保育所等における通常保育時間を延長する事業であり、教育・保育事業とあわせての実施が望ましいことから、14区域が適切と考えます。
(3)	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	14区域	通学する小学区内での利用を基本としつつ、状況に応じて、近隣児童クラブの相互利用や小学校区の枠を超えた施設整備などの検討が必要となることから、14区域が適切と考えます。
(4)	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	1区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(5)	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	3区域	居住区域に応じて、訪問員と関係機関とが連携を図りながら実施することから、行政区が適切と考えます。
(6)	養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業	3区域	居住区域の関係機関からの依頼及び要保護児童対策地域協議会の諮問により対象者を把握することから、行政区が適切と考えます。
(7)	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	3区域	利用者が主に車で訪れる実態や現在の配置状況などから、行政区が適切と考えます。
(8)	一時預かり事業	14区域	緊急的な利用が想定されるため、自宅から容易に移動することが可能な場所に配置することが望ましいこと、さらに幼稚園における預かり保育も対象となることから、14区域が適切と考えます。

	事業名	提供区域	設定理由
(9)	病児保育事業 ＜施設型＞ 子育て援助活動支援事業 〔病児・緊急対応強化事業〕 ＜緊急サポート＞	施設型 3区域 緊急サポート 1区域	＜施設型＞ 病中・病後の子どもを保護者が主に車で送迎する利用実態から、行政区が適切と考えます。 ＜緊急サポート＞ 住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、市全体が適切と考えます。
(10)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1区域	住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、市全体が適切と考えます。
(11)	妊婦健診	1区域	妊婦の利便性を考慮し、全国の産科医療機関で受診可能であることから、市全体が適切と考えます。
(12)	実費徴収に伴う補足給付事業	1区域	利用申請を一か所で受け付けし、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(13)	多様な主体の参入促進事業	1区域	新規参入事業者による施設や特別な支援が必要な子どもを2人以上受け入れる施設が出てきた場合に、必要に応じて対応することから、市全体が適切と考えます。

※ 1区域＝市全体、3区域＝行政区、14区域＝教育・保育事業と同様